

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和4年度長野県産食品沖縄向け共同物流構築事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

「沖縄国際物流ハブ」を活用し、長野県産食品の海外輸出や沖縄県での販路拡大を通じ、「信州ブランド」の発信や価値向上につなげるため、効率的な輸送方法を整理する。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日

3 委託内容

受託者は、運輸業界を調査し、様々な集荷形態や温度帯及び物量に応じた配送手段を調査する。それらを基に、複数の県産食品を混載し、長野県から沖縄県までの最適な輸送方法を検討し整理する。また、その輸送方法を検証するための試験輸送を実施する。

(1) 物流調査

- ・運輸業界を調査し、輸送事業者別の配送手段を以下の項目を基本に整理する。
 - 集荷の方法や場所
 - 輸送可能な温度帯及び物量に応じた混載方法
 - 長野県から沖縄県までの配送方法（配送日数も確認する）及び送料

(2) 輸送方法の検討及び整理

- ・物流調査を基に、以下に挙げた品目について、混載で長野県から沖縄県に輸送する場合の最適な輸送方法を、小口から大口まで検討し整理する。
 - 青果物：りんご、ぶどう、レタス他
 - 加工食品：味噌、醤油、菓子、蕎麦、アイス、ジャム、ジュース、ソース、レトルト、乾燥食品他
 - 酒類：日本酒、ワイン、シードル、ビール他

(3) 試験輸送

- ・整理した輸送方法のいずれかにより、試験輸送を3月15日までに1回以上行う。
- ・試験輸送する食品は、受託者または長野県内の事業者が沖縄県の貿易商社等と取引した商品等を手配すること。なお、沖縄県の貿易商社等と取引が見込まれる長野県内の事業者については、委託者に情報提供を求めることができるものとする。

4 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、委託業務完了届（様式第1号）を委託者に提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 成果品について委託者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。
- (3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で修正を行わなければならない。

5 その他

- (1) 受託者は、止むを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行機関を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。

(様式第1号)

委託業務完了届

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

受託者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付で委託契約した「令和4年度長野県産食品沖縄向け共同物流構築事業業務」が完了したため、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

委託業務実施報告書

- * 本業務による実施内容を委託業務完了報告書（紙媒体及び Word、Excel 等の電子データ）として提出すること。